## 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
障がい者自立センター	1 温冷配膳車(物品番号140079650000) について、備 品シールの番号が、備品出納簿の番号と異なってい た。	備品出納簿と現物(備品シール)を一致させるとともに、今後は適 正な事務処理を行われたい。	1について、備品シール番号 を備品出納簿の番号と一致させ て再度貼付した。
	2 温冷配膳車(物品番号080233280000) について、旧 身体障害者福祉センターの備品シールが貼付されて おり、更新がなされていなかった。	【大阪府財務規則】(抜粋) 第74条 (略) 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又 は出先機関名の表示をしなければならない。	2について、旧身体障がい者 福祉センターの備品シールを剥 がして、正しい備品シールを貼 り直した。
			今後は、備品出納簿と現物(備品シール)を一致させるとともに、適正な物品管理の事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月9日)

対象受検機関			検出事項			是正を求める事項	措置の内容
茨木西高等学校	備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に 登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあった。					など、必要な是正処理を行われたい。	当該物品については、過年度に 廃棄していたが不用の決定等の手 続を行っていないことが判明した
	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	に、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠くこと のないよう、適正な事務処理を行われたい。	ことから、改めて不用の決定の手 続を行い備品出納簿の修正を行っ
	機械器具類	計器測量器具電動濾紙塵埃計	昭和51年9月30日	1	211,000円		物品の廃棄をするときは事前に 備品出納簿と現物の照合確認を行
	機械器具類	計器測量器具指示騒音計	昭和51年9月30日	1	110,000円	第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要 があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出 納の通知をしなければならない。	うよう教職員に周知した。 また、次年度以降は、「適正な物 品管理事務手続きについて(平成
	機械器具類	OA器具類 パソコン	平成15年3月31日	1	164,850円	2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。	28年3月18日付け総務部契約局長 通知)に基づき、物品の実査を定 期的に実施し、物品の適正な管理
						(1) 備品出納簿(様式第39号) (2)~(7) (略) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。 【備品管理の適正化について】 (平成23年7月13日 施設財務課長通知)標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。 (略)	を行っていく。

4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品 増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取 投責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合 確認等すること。	
【適正な会計事務手続きの徹底について】 (平成24年3月31日 会計局長通知) (略) 1 物品の管理等の適正化について ① (略) ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認について は、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ 3年周期とするなど)、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月26日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
勝山高等学校	平成26年度に増加した備品3点全でに備品ラベルが貼付けされていなかった。    増加理由   備品名	備品出納簿と現物の照合を確実にするため、備品 ラベルを貼付けされたい。  【大阪府財務規則】 第74条 (略) 2 物品管理者は、その管理する備品には、細 分類、番号及び課又は出先機関名の表示をし なければならない。	平成27年11月27日に、備品ラベルを業務用厨房機器ガスフライヤー及び業務用冷凍庫は本体に、体育館舞台幕は舞台袖の壁面に各々貼付した。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月25日)

対象受検機関		検出事項			是正を求める事項	措置の内容
阿倍野高等学校	備品出納簿と現物の照合確 登載されているにもかかわら、				現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を 修正するなど、必要な是正処理を行われたい。 今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行	今回の是正を受け、本校の全室を調査 し、全備品について徹底調査を実施した。 備品出納簿とは別に、本校独自の「備品
	品種 品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	うとともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納 簿記載を欠くことのないよう、適正な事務処理を行 われたい。	管理一覧」を作成し、配置場所(保管室等) ごとに備品が確認できるよう管理を徹底 した。
	家具什器その他器具類類モニターテレビ	昭和61年3月25 日	1	166,000円	【大阪府財務規則】	今回の実地監査で現物を確認できなか った備品及び老朽化等により使用不可と
	家具什器その他器具類類モニターテレビ	昭和61年3月25 日	1	166,000円	大阪府財務規則 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出し	なった備品について不用の決定をし、備品   出納簿を修正した。   今後、このようなことがないよう、備品
	家具什器その他器具類類ビデオコーダー	昭和57年11月26 日	1	108,000円	の必要があるときは、出納員に物品の分類を明 らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳	購入時、年度末、室の使用目的変更等の会において逐次備品出納簿と現物の確を行う。
	家具什器その他器具類類ビデオコーダー	昭和61年3月28 日	1	134,000円	簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 (1) 備品出納簿(様式第39号)	
	家具什器その他器具類類ビデオ	昭和46年12月27 日	1	150,000円	(2)~(7) (略) (不用の決定及び不用品の処分)	
	家具什器その他器具類類ビデオ	平成11年2月24日	1	175, 350円	第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものに	
	家具什器その他器具類類ビデオ	平成7年11月20 日	1	146,000円	ついては、不用品調書(様式第49号)を作成の 上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、	
	家具什器     その他器具類       VTRリモコン備	四和61年3月25 接 日	1	187, 500円	譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。	
	機 械 器 具 O A 器 具類 パソコン一式	平成6年4月11日	1	508, 428円	【備品管理の適正化について】(平成23年7月13 日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府	
	機 械 器 具 O A 器 具類 パソコン一式	平成7年3月31日	1	599,872円	監査委員より別添のとおり多くの学校において 備品の管理が的確に行われていないとの意見が	
	機 械 器 具 O A 器 具類 類 パソコン一式	平成9年3月25日	1	224, 746円	出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載してい	

ないなどの不備が指摘されています。 ついては、備品の管理を確認されるようお願いします。 (48) 4 照合確認 解析誘規則解88条の規定に基づき、機品機能活動等を作成するときなどに物品管理者、機品機能活動等を作成するときなどに物品管理者、機品機能等なこと 「適正な会計事務手続きの確底について」(平成24年3月31日 会計局長通知) (48) 1 物品の管理等の適正化について ① (8) ② 備品の変更 備品の現機と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品がない所属では原果・多い所属ではいます。3分の17つ3年用規定を必め、所属では常年3分の17つ3年用規定を必め、所属では衛品がない所属では原果。多い所属では「第4年3分の17つ3年用規定とあるなど)、定期的に実査を行い、その結果を記録し、保管しておくこと。
--

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月16日)

対象受検機関			検出事項			是正を求める事項	措置の内容
泉陽高等学校		と現物の照合確認を抽 かかわらず、現物が確			出納簿に登録さ	するなど、必要な是正処理を行われたい。 今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うと ともに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を	現物を確認できなかった3 品目に関して原因調査を行っ たところ、既に廃棄済みである ことが判明したので、不用の決
	プラント・ボックス	定を行った。 また、他にも同様の事案がな かったか備品調査を実施し、現					
		第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必	物を確認した。(平成28年1月 26日)				
			今後、定期的に備品調査を行い適正な事務処理を行う。				
	機械器具類	通信器具類アンプ	昭和46年3月24日	1	250,000円	(1) 備品出納簿 (様式第39号) (2)~(7) (略)	
						第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49条)を作成の上不用の決定をしなければならない。  2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。  【備品管理の適正化について】 (平成23年7月13日 施設財務課長通知)標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。(略)  4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物	

品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品 取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、 照合確認等すること。 【適正な会計事務手続きの徹底について】 (平成24年3月31日 会計局長通知)
① (略) ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年12月10日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
槻の木高等学校	平成26年度に取得した下記備品について 備品出納簿上の受入理由は購入となっているが、教育委員会事務局施設財務課から管理 換えされたものであった。    品 名	を図り、適正な事務処理に努められたい。	当初、所管課に確認したところ「購入」での記載との記載との記載との記載との記載との記載を受けていたが、監査とと当時ででででででででは、は、は、物品実務をした。 一会後は、物品実務をある。  は、物品実務を関連に対した。 一会後は、物品ででででででででででででででである。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月4日)

対象受検機関			検出事項			是正を求める事項	措置の内容
藤井寺工科高等学校	備品出納簿と現物の照合確認を抽出により行ったところ、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が確認できないものがあった。					現物が存在しない原因を調査の上、備品出納簿を修正するなど、必要な是正処理を行われたい。 今後、定期的に備品出納簿と現物の照合確認を行うとと	て存在しない原因を調査し
	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	もに、廃棄に当たっては不用決定や備品出納簿記載を欠く ことのないよう、適正な事務処理を行われたい。	ていたことが判明したので、 これらの廃棄備品について 不用の決定を行った。また、
	機械器具類	計器測量器具測定器	昭和45年3月20日	1	340,000円	【大阪府財務規則】 大阪府財務規則 (物品の出鉄の資本の記載)	職員会議において備品の管理を適切に行うよう注意喚
	機械器具類	機械類フライス盤	昭和39年3月14日	1	345,000円	(物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要 があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出	起を行った。 今後、備品の管理について は、チェックシートなどを用
	機械器具類	機械類フライス盤	昭和39年3月25日	1	150,000円	納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならな	い定期的な確認を行うとと もに、保存の必要のない備品 について、不用の決定を行う
	家具什器類	その他器具類 テレビ	平成2年5月9日	1	128, 544円	い。 (1) 備品出納簿(様式第39号) (2)~(7) (略)	など適正な事務処理に努める。
	家具什器類	その他器具類 テレビ	平成5年9月16日	1	200,000円	(不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は物品の処分に関する事務を委任された	
						者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。  2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。	
						【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知)標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。	
						ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により 備品の管理を徹底されるようお願いします。	

(略) 4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。 【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知)(略) 1 物品の管理等の適正化について ① (略) ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。	
野木(松木)中佐年日日(禾昌,亚代 年 日 日 東敦巳,亚代97年19日1	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年12月17日)